

公益財団法人がんの子どもを守る会
会員に関する規程

(目的)

第 1 条 公益財団法人がんの子どもを守る会（以下「この法人」という。）は、定款第 40 条に基づいて、この法人の会員（以下「会員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第 2 条 会員は、この法人の目的に賛同して入会し、会費として定期的に寄付金を納入する個人または法人とし、次の 2 種類とする。

- (1) 普通会员
- (2) 賛助会員

(会費)

第 3 条 会員は、それぞれ次の会費を納入するものとする。

- (1) 普通会员 一口年額 3, 0 0 0 円
- (2) 賛助会員 一口年額 1 0, 0 0 0 円

(会費の取り扱い)

第 4 条 会費は、この法人の「寄付金等取扱規程」第 3 条に基づき一般寄付金として取り扱うこととする。

(入会)

第 5 条 会員となろうとするものは、所定の入会申込書に必要事項を提出し、本規程第 7 条に定める会費納入手続きを行うことにより、随時入会できる。

(会員期間の開始、更新)

第 6 条 入会日は、本規程第 5 条で定める入会申し込みを受け付けた日が属する月の翌月 1 日とする。

2 入会期間は入会日から 1 年間とし、会員期間終了日までに会員資格の喪失（第 14 条）に該当しない限り、期間満了日の翌日からさらに 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。なお、会員期間終了後 3 ヶ月以内に会費の納入があった場合には、旧会員期間終了月の翌月 1 日に遡って会員期間を継続するものとする。

(会費納入手続き)

第 7 条 会費の納入手続きは、郵便・銀行振込、郵便・銀行等の口座振替、現金書留、当法人が取り扱い可能なクレジットカードによる納入方法を利用することができる。

(会費の不返還)

第 8 条 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。ただし、この法人の処理の誤りによって受領した場合を除く。

(会費納入方法の変更)

第 9 条 会費納入方法は、この法人に対して申し出を行うことにより、随時変更できる。変更手続きは口頭、書面、電磁的方法等、方法の如何を問わない。ただし、郵便・銀行等の口座振替、クレジットカードにより会費を納入している場合には、変更申し出受付の時点ですでに各金融機関へ引き落とし請求が完了している会費については、引き落としを中止することはできない。

(会員の特典)

第 10 条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 定期刊行物（会報「のぞみ」）の無料送付
- (2) その他今後当法人にて新たに設ける特典等

(会員の禁止事項)

第 11 条 会員は、政治的・宗教的・営利的活動を行う際に、会員であることを根拠に次のことをしてはならない。

- (1) 新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体を通じて会員であることをうたうこと
- (2) この法人の名称・略称・マーク等を使用すること
- (3) この法人が会員の政治的・宗教的・営利的活動を保証するものであるかのような誤解を生じさせること

(事前承認事項)

第 12 条 会員は、当法人の事前の書面承認を受けずに次の活動を行ってはならない。

- (1) この法人の支援のための街頭募金、街頭での入会勧誘を行うこと
- (2) この法人の支援のためと称するチャリティイベントの開催、チャリティ商品の企画・開発・販売など、自社事業に沿った活動を行うこと
- (3) この法人の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用して、印刷物を製作したり、団体を結成したり、会合を開くこと

(退会)

第 13 条 退会は会員の自由意志とし、退会希望者はこの法人に対して申し出を行うことにより、随時退会することができる。変更手続きは口頭、書面、電磁的方法等、方法の如何を問わない。

(会員資格の喪失)

第 14 条 会員は次の事由によってその資格を失う。

- (1) 第 13 条に定める所定の退会手続きを完了したとき
- (2) 会員期間満了後 3 ヶ月を経過しても会費の納入がないとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 転居、行方不明など長期間にわたって所在が確認できないとき
- (5) 理事会において第 15 条の事由により、除名の決議がなされたとき

(除名)

第 15 条 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

- (2) 第 11 条に定める禁止事項に違反したとき
- (1) 第 12 条に定める事前承認事項に違反したとき
- (3) その他、この法人の活動趣旨に反する行動を取ったとき、またはこの法人の信用を失う行為があったとき

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則

この規程は、公益財団法人がんの子どもを守る会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。